

宮崎市第1号事業者指定申請に係る留意事項

宮崎市福祉部介護保険課 作成

第1号事業の指定申請に当たっては、以下に留意のうえ申請してください。

1. 登記事項証明書

登記事項証明書において、第1号事業を実施する旨の記載が必要となります。

なお、その記載に当たっては、介護保険法で使用されている用語にて記載していただくことが適当であると考えます。(介護保険法第115条の4第1項第1)

【記載例】

- ・「介護保険法に基づく第1号訪問事業」
- ・「介護保険法に基づく第1号通所事業」

2. 運営規程

(1) 指定（介護予防）訪問介護・指定（介護予防）通所介護と同様に、それぞれ以下の事項について記載が必要です。

第1号訪問事業	第1号通所事業
① 事業の目的及び運営の方針	① 事業の目的及び運営の方針
② 事業所の名称、所在地、連絡先	② 事業所の名称、所在地、連絡先
③ 従業者の職種、員数及び職務の内容	③ 従業者の職種、員数及び職務の内容
④ 営業日及び営業時間（サービス提供時間も含む）	④ 営業日及び営業時間（サービス提供時間も含む）
⑤ 第1号訪問事業の内容及び利用料その他の費用の額	⑤ 第1号通所事業の利用定員
⑥ 通常の事業の実施地域	⑥ 第1号通所事業の内容及び利用料その他の費用の額
⑦ 緊急時における対応方法	⑦ 通常の事業の実施地域
⑧ その他運営に関する重要事項 ※記録の保存年数5年	⑧ サービス利用に当たっての留意事項
	⑨ 緊急時等における対応方法
	⑩ 非常災害対策 ※防災訓練の具体的な回数
	⑪ その他運営に関する重要事項 ※記録の保存年数 5年

(2) 第1号訪問(通所)事業は、指定訪問(通所)介護と異なり、その利用料等は市区町村が定めることとなります。(介護報酬告示上の額ではありません。)

【記載例】訪問

「第1号訪問事業を提供した場合の利用料の額は、市区町村が定める基準によるものとし、当該第1号訪問事業が法定代理受領サービスであるときは、その額のうち自己負担割合に応じた額とする。」

【記載例】通所

「第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、市区町村が定める基準によるものとし、当該第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、その額のうち自己負担割合に応じた額とする。」

(3) 社会福祉法人においても、運営規程については第1号事業の定めが必要です。

(4) 第1号事業の運営規程については、指定訪問(通所)介護の運営規程と一体的または別に定めることができます。(同封する運営規程の参考例は、一体的に記載する場合の想定で記載しています。)